

ガーデン山自治会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、ガーデン山自治会（以下、「本会」という。）と称する。

（団体の種別）

第2条 本会は、地方自治法第260条の2に定められた認可地縁団体である。

（主たる事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、横浜市神奈川区三ツ沢下町32番28号のガーデン山自治会館内に置く。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持、および形成を図ることを目的とする。

そのために、次の事業を行う。

- ① 回覧板の回付、掲示板の管理など、会員相互の連絡と親睦を図ること
- ② 区域内の美化、緑化推進など、住環境の整備を図ること
- ③ 本会所有の土地、集会施設、およびその他の財産の維持管理を図ること
- ④ 保健・衛生・体育など、会員の健康に関すること
- ⑤ 防火・防災など、地域の安全に関すること
- ⑥ 行事の企画・運営など、地域の文化に関すること
- ⑦ 高齢者の健康増進など、高齢者福祉に関すること
- ⑧ 子どもの健康増進、地域の学校との連携・協働など、児童福祉に関すること
- ⑨ その他、目的を達成するために必要な事業の実施に関すること

（区域）

第5条 本会の区域は、横浜市神奈川区三ツ沢下町27番から34番まで、および、横浜市神奈川区神大寺一丁目1番から3番まで、同7番から10番までの通称ガーデン山一帯とする。

（会員）

第6条 本会の会員は、第5条に定める区域に住所または居所を有する個人とし、世帯ごとに本会に登録することとする。

（会費）

第7条 会員は、会費規定において別に定める入会金、および会費を納入しなければならない。

（入会）

第8条 本会に入会しようとする者は、所定の書式を会長に届けるものとする。

2 本会への入会の届け出があったときは、正当な事由なしにこれを拒むことはできない。

- 3 本会は、第5条に定める区域に入居した個人に対して、本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

- 第9条 本会から退会しようとするものは、所定の書式を会長に届けるものとする。
- 2 会員が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。
- ① 第5条に定める区域に住所または居所を有しなくなった場合
 - ② 会員および会員の世帯の構成員の全員が死亡、または失踪宣告を受けた場合
 - ③ 継続して1年以上会費を滞納した場合
- 3 年度の途中で退会する場合、既に納入済みの会費については返金しないものとする。

第2章 役員

(役員の種類)

- 第10条 本会に、次の役員を置く。
- ① 会長 1人
 - ② 副会長 2人
 - ③ 総務部長 1人
 - ④ 会計部長 1人
 - ⑤ 監事 1人
 - ⑥ 部長 若干名
 - ⑦ 委員 必要に応じて会長が招集

(役員を選任)

- 第11条 会長、および監事は、選挙において会員の中から選任する。
- 2 役員は、班長が兼任する。
- 3 班長は、班ごとの慣例に従い、毎年1月10日までに各班より1名を次年度班長として選出する。
- 4 副会長、総務部長、会計部長は、役員の中から選任する。
- 5 監事は、会長、副会長、およびその他の役員と兼ねることはできない。
- 6 会長、および監事の候補者の選出方法については、別途、選挙規定に定める。

(役員職務)

- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。このとき、副会長による会長の職務代理は、法律行為には及び得ない。
- 3 監事は、次の業務を行う。
- ① 本会の会計、および資産の状況を監査すること
 - ② 役員業務執行を監査すること
 - ③ 本会の会計、資産の状況、および業務執行について、法令もしくは規約に違反し、もしくは不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること
 - ④ 前号の報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の招集を請求すること、または招集すること
- 4 総務部長は、総務部を代表し、次の業務を行う。
- ① 会員名簿の作成、および管理

- ② 会議録の作成、および管理
- ③ 施設・設備の管理、および保全
- ④ 選挙管理委員会の招集、および選挙に関すること
- 5 会計部長は、会計部を代表し、次の業務を行う。
 - ① 金銭出納簿の作成、経費の精算業務
 - ② 資産の管理保全に関すること
 - ③ 行事ごとの収支報告
 - ④ 会の予算、決算の作成、および次年度予算案の作成
 - ⑤ 行政に提出する会計書類の作成
- 6 部長は、部を代表し、役員会において部の活動報告を行う。
- 7 委員は、目的を達成するための活動を行う。
- 8 班長は、災害住民ネットワーク委員を兼ね、有事の際は、班員の安全管理に努める。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了、または辞任の後においても、後任者との引き継ぎが完了するまでは、その職務を行わなければならない。また、任期満了後においても、1年間に限り、会長から依頼があった場合には、後任者の補佐を行うものとする。

(役員責任範囲)

- 第14条 役員責任範囲は、特定非営利活動法人の理事の責任範囲に準拠する。

(役員解任)

- 第15条 役員が法令もしくは規約に違反し、または本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の議決により解任することができる。
- 2 役員解任について総会の議決を求めるときは、本人に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 総会

(総会構成)

- 第16条 総会は、全世帯をもって構成する。

(総会種別)

- 第17条 本会の総会は、定時総会、および臨時総会の2種とする。

(総会権能)

- 第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- ① 予算、および決算
 - ② 役員承認
 - ③ 規約の改正
 - ④ 不動産の管理に関すること

(総会開催)

- 第19条 定時総会は、毎年度会計年度終了後1箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- ① 会長が必要と認めたとき
 - ② 全世帯の3分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき
 - ③ 第12条第3項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第20条 総会は、会長、または監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号、および第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を開催するときは、会議の目的たる事項、およびその内容、ならびに日時、および場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した世帯代表者の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、全世帯代表者数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議決は、この規約で別に定めるものを除いて、出席した世帯代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第24条 会員は、総会において、1世帯につき1個の表決権を有する。

(会員の書面表決権)

- 第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない世帯は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の世帯を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第22条、および第23条の規定の適用については、その世帯は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時、および場所
 - ② 会員世帯の現在数、および出席世帯数（書面表決者、および表決委任者を含む）
 - ③ 開催目的、審議事項、および議決事項
 - ④ 議事の経過の概要、およびその結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長、およびその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第27条 役員会は、会長、副会長、および班長をもって構成する。

(役員会の権能)

第28条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会で議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第29条 役員会は、毎月1回、または会長が必要を認めるときに招集する。

- 2 会長は、役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を開催するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項について、少なくとも5日以内に連絡しなければならない。

(役員会の議長)

第30条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第31条 役員会には、第22条、第23条、および第24条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「役員会」に、「世帯代表者」とあるのは「役員」に読み替えるものとする。

第5章 三役会

(三役会の構成)

第32条 三役会は、会長、副会長、および総務部長をもって構成する。

(三役会の権能)

第33条 三役会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 役員会に付議すべき事項
- ② 役員会で議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(三役会の招集)

第34条 三役会は、会長が必要を認めるときに招集する。

- 2 会長は、副会長、または総務部長のいずれかから招集の請求があったときには、ただちに三役会を招集しなければならない。

第6章 組織

(組織の構成)

第35条 本会に置く組織については、別途、組織規定において定めるものとする。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産
- ② 会費
- ③ 活動に伴う収入
- ④ 資産から生じる果実
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その他の方法は三役会の決議によりこれを定める。

- 2 本会の資産で、第36条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものの管理については、総会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第38条 本会の資産で、第36条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものについて、賃貸借契約を締結する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

- 2 本会の資産で、第36条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において全会一致の議決を要する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第40条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎年会計年度開始前に総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始から総会の承認を得るまでの期間については、前年度の予算を基準として会長が承認した場合に限り、収入支出を行うことができる。

(事業報告および決算)

第41条 本会の決算は、会長が事業報告した後、三役会および会計部が公益法人会計に準拠した方法で収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎年会計年度終了後1箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の決算に際して、会計参与を設けることができる。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第8章 規約の変更および改定

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において全世帯代表者の4分の3以上の議決を得、かつ、神奈川区長の承認を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第44条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全世帯代表者の5分の4以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全世帯代表者の全会一致の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、地方自治法第260条の31第3項の規定により、横浜市に帰属する。

第9章 雑則

(備え付け帳簿および書類)

第46条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可および登記に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類そのた必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

- 2 前項記載の帳簿および書類の保存法については、書面によるもののほか電磁的記録によるものについても認めるものとする。
- 3 会長は、会員から前項記載の帳簿および書類について開示の請求があったときは、正当な事由なしにこれを拒むことはできない。

(文書の保存期間)

第47条 本会の事業に関する重要な書類、および会計帳簿の保存期間は、10年間とする。

(委任)

第48条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。